

「平成17年度輸入食品監視指導計画（案）」についての御意見募集の結果について

平成17年3月  
厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

「平成17年度輸入食品監視指導計画（案）」について、平成16年11月25日から平成16年12月24日まで、厚生労働省等のホームページを通じて御意見を募集したところ、9つの個人・団体から延べ25件の御意見等をいただきました。

お寄せいただいた御意見等とこれらに対する当省の考え方につきまして、以下のとおり取りまとめました。なお、お寄せいただきました御意見等につきましては、便宜上案件ごとに適宜集約させていただいております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

「平成17年度輸入食品監視指導計画(案)」についての意見及び考え方について

番号	意見の項目	意見	厚生労働省としての考え方
1	総括的事項	監視指導計画等の記述内容については、策定と運用のプロセスがPlan・Do・Seeサイクルに基づいて行われている事を国民に判りやすく示していく必要がある。	
2	総括的事項	平成17年度輸入食品監視指導計画は、平成16年度までの成果や問題点を明らかにして策定されるべき。	平成17年度輸入食品監視指導計画(案)(以下「計画案」という。)については、御指摘のとおり、平成16年11月に公表した平成16年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)を勘案して策定したものです。御意見を踏まえ、本計画案の前文、4の(4)及び別表第1により具体的に記載することとします。今後とも、国民により理解しやすいものとなるよう監視結果の公表及び計画の策定に努めたいと考えます。
3	総括的事項	食品衛生基本法、改正食品衛生法でも輸入食品の安全性確保は重要であるとしており、そのための監視員の増員等の監視指導体制の充実は、今回の平成17年度計画案について具体的にすべきである。	本計画案は、重点的、効果的な輸入食品の監視指導のために検疫所が計画的に実施すべき事項を記載するものであるため、監視員の増員等については本計画案に記載していません。御指摘の点については、今後とも、監視員の増員や検査センターの体制整備などにより、検疫所における監視体制の充実・強化が図られるよう努めたいと考えています。
4	総括的事項	検疫所での検査では限界があるため、商品性に従っての重点的検査の実施、輸出国に対するモニタリング検査の実施や事前のサンプル品の提供など輸出国における衛生管理の徹底が必要。また、一般消費者向けに日本の検査制度の認識度の高揚が必要。	検疫所で行うモニタリング検査の実施に当たっては、食品の特性に応じ過去の違反事例、輸入届出件数、重量等を勘案した実施件数を決定し、重点的に検査を実施していません。輸出国における衛生管理体制の推進についても、従来より輸出国に対し要請してきたところですが、計画案にも記載しているとおり、平成17年度にはより積極的に行うこととしています。(前文及び4参照)また、我が国における輸入食品の監視体制については、意見交換会や各種講演会のほか、都道府県等への情報提供や厚生労働省のホームページを通じて広く国民の方々へ周知するよう努めているところです。今後とも輸入食品の安全性確保に関する情報を広く公表するよう努めてまいります。

番号	意見の項目	意見	厚生労働省としての考え方
5	2	輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方 検査命令、包括禁止規定、輸入者に対する営業の禁停止の事項については、厳しく対応すべき。 安全で安心な食品の輸入のため、食品衛生監視員の権限の強化や検査所の機能を強化して検査所で検査を行う数量を増やすべき。 また、輸入塩蔵野菜等の安全性を確保するため、都道府県等の相互や厚生労働省間の連携を良くして監視を強化すべき。	検査命令、包括禁止規定の発動に当たっては、ガイドライン等に基づき適切に対応してまいりたいと考えます。 検査所の食品衛生監視員の権限については、食品衛生法に基づき輸入食品の監視指導を行うための報告徴収、立入検査及び収去の職務権限が与えられています。また、検査所の機能強化等については、これまでも検査所の食品衛生監視員を順次増員しているほか、高度な分析業務を集中的に行う検査センターの設置等検査体制の充実・強化を図っています。 さらに、塩蔵野菜等の適切な保管については、本計画に追記することとし、今後とも本計画案にも記載してあり、税関、都道府県等の関係機関との連携により、違反食品等の流通防止に努めることとしています。
6	3	生産地の事情、その他の事情から見て重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項 平成17年度輸入食品監視指導計画(案)(以下「計画案」という。)の「農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留に係る輸入時の検査体制の強化を計画的に行う」旨の記述に対し、当該項目のモニタリング計画件数が前年度より減少している部分があり、この差異についての説明が必要。	モニタリング検査の検査件数については、No.4の回答のとおり、食品群毎の過去の違反及び輸入状況等を勘案して設定しています。 御指摘の特に減少している畜水産食品の残留農薬、水産食品及び水産加工食品の抗生物質等については、具体的には鶏肉の残留農薬、貝類や魚卵の抗生物質について、過去の検査結果を踏まえ件数を見直したものです。また、一方で海外情報や違反状況に基づき農産加工食品の残留農薬やカビ毒を増加させる等の見直しも行っていきます。御指摘を踏まえ、これらの内容については、本計画に記載することとします。 また、個別具体的な内容については、各検査所あての個別通知により各食品群毎の検査項目の割り当てなどの詳細を示しておりますので、平成17年度においても当該通知をホームページで公表するなど、本計画の詳細について広く周知したいと考えています。
7	3-(2)	法28条の規定に基づくモニタリング検査 計画案の前文に「農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留に係る検査体制の強化を計画的に行う」とあるが、具体的には、どういう強化を行うのか、また今回のモニタリング計画件数の妥当性を明確にするべき。	食品衛生法第11条第3項に基づく食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下、残留農薬等という。)のポジティブリスト制については、平成18年5月までに施行することとしています。これらの施行に向けて検査施設の体制整備や検査項目の見直し等を計画的に実施する必要があることから、前文に記載したものです。 また、モニタリング検査の計画件数については、計画案にも記載しているとおり、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数をもとに、食品群ごとに、違反率、輸入量の多寡等を勘案して定めています。具体的にはFAO/WHOの食品規格計画(コーデックス)の分析サンプリング部会において検討されている統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本とし、食品群毎に95%の信頼度で違反率が1%以下であることが確認できる299件の検体数を基本としています。 さらに、海外情報や違反状況等に応じて機動的に対応できるよう検査強化食品分として4,500件を割り当てた計画を策定しています。
8	3-(2)	法28条の規定に基づくモニタリング検査 検査件数の妥当性について何故7万6千件なのか十分な説明をするべき。	食品衛生法第11条第3項に基づく食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下、残留農薬等という。)のポジティブリスト制については、平成18年5月までに施行することとしています。これらの施行に向けて検査施設の体制整備や検査項目の見直し等を計画的に実施する必要があることから、前文に記載したものです。 また、モニタリング検査の計画件数については、計画案にも記載しているとおり、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数をもとに、食品群ごとに、違反率、輸入量の多寡等を勘案して定めています。具体的にはFAO/WHOの食品規格計画(コーデックス)の分析サンプリング部会において検討されている統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本とし、食品群毎に95%の信頼度で違反率が1%以下であることが確認できる299件の検体数を基本としています。 さらに、海外情報や違反状況等に応じて機動的に対応できるよう検査強化食品分として4,500件を割り当てた計画を策定しています。
9	3-(2)	法28条の規定に基づくモニタリング検査 遺伝子組換え食品のモニタリング計画件数は、もっと増やすべき。	遺伝子組換え食品のモニタリング検査についても、前述の回答のとおり、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数をもとに、食品群ごとに、違反率、輸入量の多寡等を勘案して計画件数を定めています。 このほか、違反の蓋然性が高いと判断される食品に対しては、モニタリング検査とは別に検査命令を実施しているところとします。

番号	意見の項目		意見	厚生労働省としての考え方
10	3-(4)	法第26条の規定に基づく検査命令	法違反の蓋然性が高いと見込まれる輸入食品に対する検査命令の発動基準で、「2回以上法違反が発見された場合」を規定しているが、「1回法違反が発見された場合」に改めるべき。	検査命令については、違反の蓋然性を判断する基準として、残留農薬、動物用医薬品の場合は2回以上の違反が発見された場合に実施しているところですが、輸出国や我が国において健康被害が発生している場合や、アフラトキシンやO157など健康被害が発生するおそれがある違反が発見された場合には、直ちに検査命令を実施しています。
11	4	輸出国における衛生対策の推進	輸出国との協議等のなかで、当該国でどのような種類の農薬、動物用医薬品、添加物が一般的で、どのような方法で使用されているか聴取の上、日本国内向けに情報開示をするといった活動を明示的に盛り込むべき。	御指摘の海外における農薬等の使用状況については、本計画案にも記載してあり、第一義的には輸入者が輸出国における農薬等の使用管理を確認することが重要と考えますが、厚生労働省としても輸入食品の安全性に関する海外の情報収集には積極的に努めたいと考えております。
12	4	輸出国における衛生対策の推進	中国CIQを訪問した際、CIQという国の機関の役職者でさえ、「日本は残留農薬基準は、輸入品と日本の国産品とでは輸入品に厳しい基準値を設定している。ダブルスタンダードである」といった誤った認識をもっていた。輸出国に日本の法規制を正しく伝達することは非常に重要であり、日本の省庁のHPに出ているから、アクセスして見なさいという対応ではなく、もっと輸出国に伝わる方策を検討していくことをもりこんでもらいたい。	我が国の法規制等については、ホームページのほか、在京大使館や二国間協議を通じて広く情報提供をするよう努めているところ。また、規格基準が改正される場合には、世界貿易機構(WTO)へ通報するとともに、各国の在京大使館を対象とした伝達会議を開催するなど各国への周知を図っているところ。御指摘の中国については、上述に加え政府当局者との直接会合を行ったり、中国で関係者向け講習会を開催するなど、積極的に我が国の法規制の理解を求めているところ。これら対応の基本的考え方等については、計画案の2及び4の(1)に記載してあります。
13	4-(4)	輸出国における衛生対策の推進	計画案の4の(4)に食品衛生法第6条違反や第11条違反の多い国に対し、法違反の未然防止の見地から専門家等の派遣や衛生管理の確認等を実施する旨を記載するべき。また、その実施状況や監視結果、改善報告を公表することが必要でそのことも計画に入れるべき。(同旨1件)	計画案の4の(4)に係る輸出国に対しても同項の(2)及び(3)の対象となります。また、輸出国において講じられた衛生対策について、監視結果の公表の際に、合わせてその概要を公表することについて検討することとします。
14	5-(6)	適正表示	「事前に都道府県等に照会する等」との文言があり、この「都道府県等」とは原則として輸入者を管轄する都道府県であるとのことだが、この場合輸入者への適切な情報提供の観点から「輸入者を管轄する都道府県等」と明記するのが適当と考える。	御指摘を踏まえ修正します。
15	6-(1)	違反が判明した場合の対応	「所在地を管轄する都道府県等の指示に従うように」との文言についても「輸入者の所在地を管轄する都道府県等」と明記するのが適当と考える。	御指摘を踏まえ修正します。

番号	意見の項目		意見	厚生労働省としての考え方
16	6-(1)	違反が判明した場合の対応	輸入者の自主検査により違反が判明した場合についての対応が追加されたが、この場合の検査機関の精度管理およびその対応についてはどのように判断すべきか。 自主検査については登録検査機関においても精度管理のレベルが低いことも考えられ、再検査等の必要性も視野に入れなければならないと考える。 この場合、各自治体から検疫所や輸入食品検査監視センターへ協力を求められる体制にしてもらいたい。	登録検査機関に対しては、輸入者の自主的な検査であっても、食品衛生法に基づく製品検査の業務管理と同様に、試験検査の業務管理を行うよう全国の地方厚生局が登録検査機関に対し調査と指導を行っています。 このため、自主検査結果であっても、適正な管理の下で行われたと判断される場合には、当該検査機関からの試験結果をもって違反措置を講じているところです。
17	6-(6)	違反が判明した場合の対応	事前相談で不合格になった輸入者の公表と相談内容を公表してほしい。	事前の輸入相談については、食品等事業者としての責務から自主的な衛生管理の確保に努めているものであり、販売の用に供する目的ではないことから、そもそも食品衛生法の違反に当たらず、公表の対象とはなりません。事前相談時の主な違反事例については、概要を取りまとめたものをホームページで公表しているところです。
18	6-(6)	違反が判明した場合の対応	通関後に違反判明した場合の対応について、回収等の指示を行うことになっているが、指示を出した後、それがどの程度回収されたのかの報告制度と公表制度を設けるべきである。	回収等の措置内容については、その進捗状況を含め、既に厚生労働省のホームページに掲載しているところです。
19	7	その他監視指導の実施のために必要な事項	本指導計画において、輸入者の自主検査により違反が判明した場合についての対応が追加されたが、できるのであれば、この自主検査機関で適正な精度管理が行われるように、[7 その他監視指導の実施のために必要な事項]に、「検査機関が実施する食品等の試験検査等に係わる点検」等の文言を加えることを提案する。	登録検査機関に対しては、従来より輸入者の自主的な検査であっても、食品衛生法に基づく製品検査の業務管理と同様に、試験検査の業務管理を行うよう全国の地方厚生局が登録検査機関に対し調査と指導を行っていますので、本計画案には記載していません。
20	7	その他監視指導の実施のために必要な事項	食品等の試験検査等に係る点検については、検疫所だけでなく、地方自治体を含めた全ての検査機関に対する信頼性向上対策を行うことが必要。(同旨1件)	都道府県等の食品衛生検査施設が行う試験検査については、登録検査機関と同様に検査の信頼性を確保するため、食品衛生法に基づき試験検査に関する業務管理をする必要があり、各都道府県等がその信頼性の確保を担っているところです。
21	その他	残留農薬ポジティブリスト制移行を踏まえたモニタリング検査の実施について	残留農薬ポジティブリスト制移行を踏まえモニタリング対象農薬が、どうなるのか前広な情報開示をお願いしたい。	検疫所においては、多種多様な輸入食品を幅広くモニターすることを目的として輸入時のモニタリング検査を行っています。ポジティブリスト制の導入後は、海外での基準設定状況、一斉分析法の検討状況等を踏まえ、モニタリング検査項目を拡大する考えです。 これら残留農薬等の検査対象農薬については、各検疫所あての個別通知で示すこととなりますが、それら情報についてはホームページに掲載することを予定しています。 また、輸入者に対しては、輸入しようとする農作物の栽培時に使用された農薬を把握すると共に、その農薬の使用基準の遵守の確保に努めるよう指導しているところです。

番号	意見の項目		意見	厚生労働省としての考え方
22	その他	危害要因としての「アレルギー物質」について	<p>危害要因として「アレルギー物質」を取り上げ、監視するべきである。            例としてはコショウに対するそばの混入が挙げられる。そば粉又はそば殻はコショウに比べて安価なため、非明示的にそばでコショウを増量することは蓋然性の高い行為である。実際にこのようなコショウでそばアレルギー被害が発生している。</p>	<p>特定のアレルギー物質(特定原材料)を含む食品については、食品衛生法において表示が義務づけられており、食品衛生法により定められた基準に適合する表示がなければ、販売や営業上使用してはならない等とされています。このため、本計画案においては、5 - (6)において、適正表示に努めるよう指導することを記載しているところです。</p>
23	その他	保管状況の改善について	<p>港や空港での食品の保管状況の改善についても計画的に実施されるべき。            横浜港の視察の際、プラスチック容器入りの塩蔵野菜等が野積みになっていた。簡単なテント式の倉庫に積まれているのを見た。倉庫の一部は壁が壊れ、外から積荷が見えるような状態で、食品の管理というには、ふさわしくないと感じた。</p>	<p>これまでも、屋外での長期保管等により腐敗・変敗が発生しないよう、適切な保管について、各自治体と連携して監視指導を行ってきたところですが、御指摘を踏まえ、計画案の別表2の輸送時及び保管時の確認事項を一部修正しました。            なお、御指摘の横浜港の輸入塩蔵野菜については、毎年横浜市と横浜検疫所が連携し実態調査を含めた監視指導を行っているところです(平成16年は11月に実施)。</p>